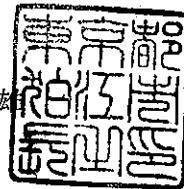


狛江市公示第**206**号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じたが、正当な理由なく従わないため、狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例（平成 30 年条例第 15 号）第 14 条第 1 項の規定により氏名等を公表する。

令和 5 年 8 月 9 日

狛江市長 松原 俊雄



記

1 命令に従わない者の住所及び氏名

- 住 所 ①狛江市和泉本町一丁目 1 番 10-403 号
②茨城県つくば市自由ヶ丘 397 番地 7
- 氏 名 ①窪田 義人
②市川 芳美

2 命令に係る特定空家等の所在地

東京都狛江市西野川三丁目 860 番地 18

3 命令の内容

- ・柱の傾斜が見られるため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をすること。
- ・柱脚が腐食しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をすること。
- ・軒の裏板が破損しているため、飛散しないように補強等の対応をすること。
- ・バルコニーが腐食しているため、倒壊・飛散しないよう対応すること。
- ・シロアリ発生による近隣家屋への飛来により地域住民へ悪影響のおそれがあるため、対応すること。